

個人番号利用 新規事務一覧

事務	事務事業	事由	内容	対象者数 (令和3年12月1日時点)
法定 事務	健康増進法による健康増進事業	変更	健康増進法に基づき、区民の健康増進に資するため、次の各事業を実施している。 ・骨粗しょう症予防検診事務 骨粗しょう症の早期発見と予防のため、骨粗しょう症予防検診を行う。 ・歯周疾患検診 口腔健康保持増進等を目的として、20歳以上の区民のうち希望する者に対し、歯周疾患検診(歯科健康診査)を実施する。 ・肝炎ウイルス検診 40歳以上の新宿区健康診査対象者で受診歴のない希望者に対し肝炎ウイルス検診の同時実施を行い、40歳以上の新宿区健康診査対象外の区民に対し肝炎ウイルス検診の単独実施を行う。 ・がん検診 生活習慣病予防対策の一環として、各種がん検診を実施し、がんの早期発見・早期治療に努めるとともに、がんについての正しい知識の普及及び啓発を図る。 番号法及び健康増進法が改正され、各健(検)診の実施結果について情報提供ネットワークを通じた他自治体との情報連携することが定められたため、特定個人情報保護評価を実施し、令和4年6月から情報連携を開始する。	【情報連携の対象者数】 骨粗しょう症予防検診 約3,000人 歯周疾患検診 約2,800人 肝炎ウイルス検診 約2,700人 各種がん検診 約63,000人(延べ)